

台風15号により被災された 千葉市の農業者の皆様へ

謹んでお見舞い申し上げます。
被災された農業者の皆様への復旧に向けて、補助金などの
各種助成制度をご案内します。
今後も市では農業者の皆様への営農再開を支援していきます。

農政センター内に被災された農業者の方の相談窓口を設置しました。

野菜・果樹・花き等の農業者の方は	☎043-228-6278
水稲・畜産等の農業者の方は	☎043-228-6282
融資や収入保険をお考えの方は	☎043-228-6273

最新の情報は、市ホームページでも確認することができます。

千葉市 台風 農業者支援

検索

台風15号により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

今回の台風15号による本市の農業関係施設や農産物等における農業被害額は現時点で8億円を超え、東日本大震災や平成26年の大雪被害を上回る、甚大なものとなっております。

この度は、農業被害に対する国の交付金制度の活用が決定になり、新たに実施する本市の支援制度などを農業者の皆様へいち早くお知らせするために、「農業委員会だより臨時号」を発行することといたしました。

今後も本市農業委員会は、農業者の皆様への復旧を市と一体となり、また国・県と連携して支援してまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平

災害の補助金関係のご案内

1. 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の概要

令和元年台風15号により被害を受けた、
農産物の生産・加工に必要な施設・機械の復旧を緊急的に支援します。

(1) 助成対象者

令和元年台風15号により農業用施設等に被害を受けた農業者

(2) 支援内容

ア 農産物の生産・加工に必要な施設の再建・修繕(必要な資材を購入して自ら再建・修繕する場合を含む)

(例) 農業用ハウス、果樹棚、畜舎、農業用施設(農機具格納庫や農業資材倉庫)、堆肥製造施設、加工施設、加温用ボイラー、搾乳機、水耕栽培用ベンチなど

イ 農業用機械・農産物加工用機械の取得・修繕

(例) トラクター、田植機、コンバイン、穀物乾燥機など(※消耗品は対象外)

ウ 農産物の生産に必要な施設の撤去(解体、運搬、処理など)



農業用ハウス



農業資材倉庫



トラクター

(3) 補助率

ア 施設の再建・修繕

イ 機械の取得・修繕

ウ 施設の撤去



※共済加入者は自己資金に共済金を充てることで、自己資金を実質0%にできる場合があります。

(4) 必要書類

- ・り災証明書
- ・被災写真
- ・金額と日付が分かる書類(見積書、発注書、納品書、請求書、領収書など)

(5) 主な要件

- ・農業経営の継続
- ・園芸施設共済等への加入(共済引受対象の施設は必須)

【問い合わせ】

農政センター 農業生産振興課

園芸班 ☎043-228-6278(野菜・果樹・花き等について)

農畜産班 ☎043-228-6282(水稲・畜産等について)

災害による被害に利用可能な制度融資

資金	①農林漁業セーフティネット資金	②農林漁業施設資金(災害復旧)	③農業近代化資金	④農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)
融資機関	㈱日本政策金融公庫	㈱日本政策金融公庫	農協等	㈱日本政策金融公庫
貸付対象者	災害により経営に支障をきたしている農林漁業者	災害により農業施設の復旧が必要な農林漁業者	農業者、認定農業者	認定農業者
資金用途	運転資金	設備資金	建構築物等の整備資金 長期の運転資金等	建構築物等の整備資金 長期の運転資金等
貸付金利	当初5年間 実質無利子	当初5年間 実質無利子	無利子	当初5年間 実質無利子
貸付限度額	600万円	300万円	個人1,800万円 法人2億円	個人3億円 法人10億円
償還期間(据置)	10年以内 (3年以内)	15年以内 (3年以内)	15年以内 (3年以内)	25年以内 (10年以内)

【問い合わせ】(株)日本政策金融公庫千葉支店

千葉みらい農業協同組合金融部融資課

農政センター農業経営支援課 担い手育成班

☎043-238-8501(①、②、④の資金)

☎043-203-0160(③の資金)

☎043-228-6273(融資全般)

2. 「農畜産物被害損失補償」の概要

今回限り!

過去に例のない長期停電により被害を受けた農業者が営農意欲を失わず、経営再建できるよう、農畜産物の被害の補償をします。



- (1) 助成対象者
令和元年台風15号による長期停電で農畜産物に被害を受けた農業者
- (2) 支援内容
(例) 長期停電 → 水耕施設の養液停止による野菜の廃棄、出荷できず生乳を廃棄など



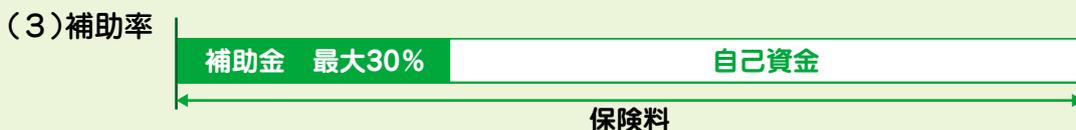
- (4) 主な要件
 - ・台風15号の長期停電による被害であること
 - ・収入保険制度への加入や発電機を装備するなど、今後の自然災害に備えること

【問い合わせ】
 園芸班 ☎043-228-6278(野菜・果樹・花き等について)
 農政センター 農業生産振興課 農畜産班 ☎043-228-6282(水稲・畜産等について)

3. 「収入保険加入促進事業」の概要

千葉県では、農業経営の安定を図るため、平成31年1月から新たに導入された収入保険に加入する農業者の初年度掛金(掛捨て保険料)の一部を助成します。

- (1) 助成対象者
青色申告を行っている市内農業者(個人・法人)
- (2) 支援内容
令和元年12月末までに新規に収入保険に加入された方の初年度掛金の一部を助成



- (4) 収入保険とは
収入保険に加入することで、農家ごとの平均収入の8割以上の収入が確保されます。
- (5) その他
収入保険は、収入減少影響緩和対策(ナラシ)、野菜価格安定化対策、農業共済と重複して加入できません。また保険加入手続は、12月になると混雑が予想されるため、11月中に行うようお願いいたします。

【問い合わせ】
 けいよう農業共済組合 収入保険担当 ☎043-232-3722(収入保険の加入について)
 農政センター 農業経営支援課 担い手育成班 ☎043-228-6273(収入保険加入促進事業について)

台風被害による農業用ハウス等 廃棄物の処理について

●廃ビニール及び廃ポリ(PO)(パイプハウス用):無料

※農業用廃プラスチック搬入は、土などを除去し、つづら折り、80cm×40cm、約10kg程度の大きさに束ねるようお願いします。

●破損ガラス(ガラス温室用):無料

※飛散しないように、まとめるようお願いします。

場 所:千葉県農政センター(若葉区野呂町714-3)廃プラスチック置き場

日 時:日曜日、火曜日、水曜日 10:00 ~ 14:00 11月27日(水)まで

※事前に千葉県園芸協会に電話予約(☎043-228-7111)してください。

(電話予約時間は、月曜日を除く9:00 ~ 17:00)



●金属パイプ類(組立用の留め金具含む):無料

※素材別に分類し、自ら荷降ろしするようお願いします。

場 所:新浜リサイクルセンター(中央区新浜町4)

日 時:毎週水曜日 9:00 ~ 11:30 11月27日(水)まで

※搬入予定日の前日午前11時までに、千葉県農政課に電話予約(☎043-245-5757)してください。

(電話予約時間は、月曜~金曜9:00 ~ 17:00)

【問い合わせ】農政課 ☎043-245-5757

農業委員会では、農地・農業に関する 無料法律相談を行っています。

台風15号による災害でお悩みの方は、ぜひご利用ください。

【対象者(相談内容)】千葉県在住の個人で、農地・農業に関する法律上の問題(相続・売買・賃貸借など)でお悩みの方を対象に、弁護士(千葉県農業委員会委員)が面談で応じます。(費用無料)
※業務として農地の転用・転売等に関係する方は対象外です。

【相談日時】●日程 令和元年11月15日(金)、12月16日(月)
令和2年 1月17日(金)、2月17日(月)、3月16日(月)
●時間 午後1時30分~ 午後4時30分 ※相談時間 1人50分(定員3人)

【相談場所】千葉中央コミュニティセンター2階 相談室

【相談方法】面談のみ(電話でのご相談には応じることはできません。)

【相談員】弁護士(千葉県農業委員会委員) ※千葉県農業委員会事務局職員が同席します。

【申込方法】●事前申込(予約制)

●千葉県農業委員会事務局まで、電話または窓口にてお申し込みください。

※申し込みの際には、住所・氏名・電話番号(原則として携帯電話)・相談内容の概略・希望日をお伝えください。
希望日に空きのある場合に時間帯を指定いたします。

●申込先 千葉県農業委員会事務局
(電話)043(245)5767

●受付締切

相談日の前々開庁日の午後5時

●相談をキャンセルする場合

やむをえず相談をキャンセルする場合は、相談日の前開庁日までにその旨ご連絡ください。

無断で相談をキャンセルされた方については、その後の相談申込をお断りする場合があります。

【ご利用にあたって】○秘密は厳守します。 ○法律相談時間は、お1人50分です。

○相談時に、参考資料と経緯等を簡単にまとめたメモをお持ちください。

○無料相談は、広く皆様にご利用いただくため、同じ方からの同じ案件に関する相談は1回までです。